

岐阜県公報

目次

告示

指定納付受託者の指定

(技術検査課)

ページ

号外(一) 令和五年一月十日

告示

岐阜県告示第十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年一月十日

岐阜県知事 古田 肇

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定納付受託者の指定をした日	指定納付受託者に納付させる歳入	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
株式会社エフレジ 大阪府大阪市北区 大深町四番二〇号 グランフロント 大阪タワーA	令和四年十二月 十六日	建設業許可・経営 事項審査電子申請 システムの各種手 続における申請手 数料等	令和五年一月十日から 同年三月三十一日まで

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和五年一月十日

令和五年一月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社